



宮 崎 県 公 報

平成29年10月26日 (木曜日) 第 2941 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (循環社会推進課) 1

告 示

- 決算の要領の公表…………… (財政課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (福祉保健課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (") 3
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更…………… (障がい福祉課) 3
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在

頁

- 地の変更…………… (障がい福祉課) 3
- 民有林の保安林の指定 (2件) …… (自然環境課) 4
- 保安林の指定予定の通知…………… (") 4
- 鳥獣保護区の更新 (8件) …… (") 4
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… (") 6
- 特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (4件) … (") 6
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 8

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 9
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 9
- 都市計画の変更の案に関する公聴会の開催 (6件) …… (都市計画課) 9

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成15年宮崎県規則第40号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)	(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 次の各号に掲げる添付書類の様式は、当該各号に定めるところによる。	2 次の各号に掲げる添付書類の様式は、当該各号に定めるところによる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>省令第9条の2第2項第5号及び第10条の4第2項第7号</u> に掲げる書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (別記様式第14号)	(2) <u>省令第10条の4第2項第7号</u> に掲げる書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (別記様式第14号)
(3) <u>省令第3条第5項第8号、第6条第2項第4号、第9条の2第2項第7号、第11条第6項第8号及び第12条の12第2項第4号</u> の資産に関する調書 (個人用) 資産に関する調書 (個人用) (別記様式第15号)	(3) <u>省令第3条第5項第8号、第5条の11第2項第4号、第6条第2項第4号、第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号及び第12条の12第2項第4号</u> の資産に関する調書 (個人用) 資産に関する調書 (個人用) (別記様式第15号)
(4) <u>省令第9条の2第2項第1号 (省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)</u> に掲げる書類 産業廃棄物業収集運搬業の事業計画書 (別記様式第16号)	
(5) <u>省令第9条の2第2項第2号 (省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)</u> に掲げる書類 運搬車両の写真 (別記様式第16号の2) 及び運搬容器等の写真 (別記様式第16号の3)	
(6) <u>省令第9条の2第2項第10号 (省令第10条の12第2項にお</u>	

いて準用する場合を含む。)に掲げる書類 誓約書(別記様式第16号の4)

(7)~(9) [略]

(許可証等の返納)

第11条 法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者、法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証、登録証明書、認定証又は指定証(以下「許可証等」という。)を返納しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5又は第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。

(3)~(6) [略]

第12条・第13条 [略]

様式第6号(第3条関係)

(表面)

[略]

(裏面)

[略]	
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	[略]
[略]	

様式第7号(第3条関係)

(表面)

[略]

[略]	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	[略]
[略]	

(裏面)

[略]

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

別記様式第16号の2から別記様式第16号の4までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

(4)~(6) [略]

(産業廃棄物処理業等の変更届出に係る許可証の書換え交付)

第11条 知事は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止の場合を除く。)があった場合において、当該届出に係る事項につき許可証の書換えを要すると認めるときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

(許可証等の返納)

第12条 法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者、法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証、認定証、登録証明書又は指定証を返納しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。

(3) 法第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。

(4)~(7) [略]

(8) 前条の規定により、許可証を書き換えて交付されたとき。

第13条・第14条 [略]

様式第6号(第3条関係)

(表面)

[略]

(裏面)

[略]	
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	[略]
[略]	

様式第7号(第3条関係)

(表面)

[略]

[略]	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	[略]
[略]	

(裏面)

[略]

2 この規則の施行の際現に存する改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記様式第6号及び別記様式第7号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第3項の規定により、平成29年9月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第6項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 決算の認定に関する議会の議決

- (1) 平成28年度宮崎県歳入歳出決算 認定
- (2) 平成28年度宮崎県電気事業会計決算 認定
- (3) 平成28年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
- (4) 平成28年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
- (5) 平成28年度宮崎県立病院事業会計決算 認定

2 決算の要領

別冊1のとおり

3 監査委員の意見

別冊2のとおり

宮崎県告示第 584号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人 豊の里	都城市栄町22号5番地1	訪問看護ステーションのぞみ	都城市下長飯町1609番地
社会福祉法人 豊の里	都城市栄町22号5番地1	豊望園ホームヘルパーステーション	都城市下長飯町1609番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市安久町4966番地1	都城市下長飯町1609番地	平成29年10月1日

都城市安久町4966番地1	都城市下長飯町1609番地	平成29年10月1日
---------------	---------------	------------

宮崎県告示第 585号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本裕太郎 (みやこスポーツ整骨院)	延岡市大貫町1丁目3008番地3	平成29年10月6日
柳園文敏 (在宅鍼灸マッサージ師)	都城市山田町山田9829-18-5-2	平成29年10月4日

宮崎県告示第 586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
都城市郡医師会立訪問看護ステーション	都城市	都城市大岩田町5812番地	都城市太郎坊町1364番地1	平成29年4月1日

宮崎県告示第 587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
都城市郡医師会立訪問看護ステーション	都城市	都城市大岩田町5812番地	都城市太郎坊町1364番地1	平成29年4月1日

宮崎県告示第 588号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字中畑丁 681-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 589号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 宮崎市高岡町五町字長迫2212-2、高岡町内山字鳥ノ巣 492、493-3、494、495、498-1、500-1
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 590号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字元屋敷2346
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 591号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 841号で指定した愛宕山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称 愛宕山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

主要地方道稲葉崎平原線沿いの南延岡駅前信号を起点とし、同所から同主要地方道を 250メートル南下し構口町の信号に至り、同所から市道構口若葉線を南西に進み片田町を経て小野町口広の十字路（口広橋北詰）に至り、同所から三須町に通じる市道小野片田通線を北に進み県道八重原延岡線との交差点に至り、同所から同県道を北東へ進み主要地方道稲葉崎平原線との交点に至り、同所から同主要地方道を東へ進み伊達町交差点に至り、同所から同主要地方道を南南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 592号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 844号で指定した国見岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称 国見岳鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

東臼杵郡椎葉村大字不土野に所在する宮崎北部森林管理署三方界国有林 146林班は 1 小班と 157林班は 1 小班的境界に接する門割林道を起点とし、同所から林道沿いに南下し 135林班は 1 小班と 135林班は 2 小班的の接点に至り、同所から 135ろ 1 小班的の境界を南東に進み 135林班は 1 小班的の境界に至り、同所から同境界を南西に進み 135林班は 1 小班的の接点に至り、同所から 135林班は 1 小班的の境界を東に進み 135は 1 小班と 130ろ 1 小班的の境界に至り、同所から 135林班は 1 小班的の境界を南西に進み

標高 1,644.1メートル地点に至り、同所から同境界を北西に進み熊本県との県境に至り、同所から同県境を北に進み国見岳を経て143林班ほ小班と159林班ほ小班との接点に至り、同所から稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 593号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 842号で指定した鏡山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

鏡山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

延岡市須美江町1126番の1、1126番地の2並びに延岡市北川町川内名4151番の2、4151番の9、4151番の10、4151番の11及び6677番の2に所在する鏡山牧場内

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 594号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 843号で指定した塩見川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

塩見川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日向市塩見橋南詰を起点とし、同所から塩見川右岸堤防を上流に進み縁開橋南詰に至り、同橋を経て同橋北詰に至り、同所から左岸堤防を下流に進み富高橋西詰に至り、同所から富高川右岸堤防を上流に進み市道豆田線にかかる豆田橋南詰に至り、同橋を経て同橋北詰に至り、同所から富高川左岸堤防を下流に進み富高橋東詰に至り、同所から塩見川堤防を下流へ進み市宮櫛の山住宅西側堤防に至り、同所から同川の左岸汀線に沿って河口汀線岩場に至り、同所から同河口を南に300メートル進み同川の右岸汀線に至り、同所から同右岸汀線を上流に進み小倉ヶ浜大橋南詰を経て協和病院東側堤防に至り、同所から同堤防を上流に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓

発を図る。

宮崎県告示第 595号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 845号で指定した銀鏡中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

銀鏡中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市大字銀鏡に所在する銀鏡神社前の御手洗橋の東詰を起点として、同所から市道原線に沿って北に進み通称お宮谷との交点に至り、同所から同谷に沿って北東に進み同神社所有スギ造林地の境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み同神社所有林の境界である溪に至り、同所から同溪に沿って南西に進み市道原線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 596号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 846号で指定した住吉中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

住吉中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字広原に所在する市道広原畑線と市道極楽寺線との接点を起点とし、同所から市道極楽寺線を南西に約100メートル進み廣原神社との接点に至り、同所から同神社鳥居を経て極楽寺山の稜線に沿って西に約500メートル進み市道広原畑線と直角に結んだ線との接点に至り、同所から同線を北に進み市道広原畑線との接点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 597号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 847号で指定した出之山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
出之山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
小林市大字細野出之山に所在する主要地方道小林えびの高原牧園線出之山公園入口を起点とし、同所から同公園道路を南に進み同公園の池の東端堤防に至り、同所から同堤防を南に進み同公園の南側稜線に至り、同所から同稜線を西南に進み加治屋集落から同主要地方道に通ずる農道に至り、同所から同農道を北西に進み主要地方道小林えびの高原牧園線に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 598号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 848号で指定した潮小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。
平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
潮小学校鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
旧日南市立潮小学校管理棟北面の西端を起点とし、同所から谷川に沿って北東に進み三角点95.8メートルの地点に至り、同所から東に進み国道 220号の最東端に位置する地点に至り、同所から同国道を南に進み 340メートル先の旧潮小学校に至り、同所から同校管理棟北面を西に進んで起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 599号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。
平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特別保護地区の名称
国見岳鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
東臼杵郡椎葉村所在の宮崎北部森林管理署三方界国有林のうち135林班は小班、136林班は小班、137林班ろ小班、138林班ろ小班、139林班ろ小班、140林班ほ小班及びびに小班及びろ1小班、141林班と1小班及びびに小班及びびほ小班及びびと2小班、142林班い小班及びびり2小班及びびぬ1小班的区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

- 4 特別保護地区の保護に関する指針
定期的に巡視を実施する等により、精謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 600号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。
平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
加草特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
門川町加草地区に所在する延岡南道路上の町境を起点とし、同所から同町境を南東に進み国道10号に至り、同所から同国道を南に進み鳴子橋北詰に至り、同所から川沿いに北西に進み加草大橋北詰に至り、同所から県道土々呂日向線を北に進み延岡南道路との交点に至り、同所から同道路を北に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

宮崎県告示第 601号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。
平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
南町特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
国道10号上に所在する五十鈴大橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み町境に至り、同所から同町境を西に進み南ヶ丘団地の西側へ至り、同所から同団地の高台に沿って北に進み山の尻池の西側に至り、同所から北に進み五十鈴川との交点に至り、同所から五十鈴川沿いを下流に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

宮崎県告示第 602号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。
平成29年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
東牧場特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
小林市細野に所在する一般県道霧島公園小林線と市道東西牧場線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に約 1,700メートル進み市道山中前1号線との交点に至り、同所から同市道を南東に約 800メートル進み霧島北部広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を南東に約 100メートル進み木場田橋に至り、同所

から木場田川を南西に約 1,200メートル廻り市道瀬田尾・山中前線との交点に至り、同所から同市道を南西に約 600メートル進み県道霧島公園小林線との交点に至り、同所から同県道を北西に約 2,000メートル進み市道大王・夷守台線との交点に至り、同所から同市道を北に約 1,500メートル進み溪流との交点に至り、同所から同溪流を北東に約 1,900メートル進み市道東西牧場線との交点に至り、同所から同市道を南東に約 150メートル進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 特定猟具使用禁止区域(銃)の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

宮崎県告示第 603号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域(銃)を次のとおり指定した。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域(銃)の名称
ひなもり台特定猟具使用禁止区域(銃)
- 2 特定猟具使用禁止区域(銃)の区域
西諸県郡高原町大字広原に所在する国有林林道大幡林道と民有林林道皇子原・夷守台線との交点を起点とし、同所から同林道を南南東に進み宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と定木国有林との交点に至り、同所から同県有林と同国有林の境界を西に進み国有林林道大幡林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域(銃)の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

宮崎県告示第 604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	冷尻谷川	10-203-1-026	土石流
	寺畑谷川	10-203-1-027	土石流
	高畑沢	10-203-1-028	土石流
	上沖田の沢	10-203-1-029	土石流
	奥の谷川	10-203-1-030	土石流
	本小野谷川(右)	10-203-1-031	土石流

本小野谷川(左)	10-203-1-032	土石流
小野町(5)	10-203-1-033	土石流
下沖田の沢	10-203-1-034	土石流
小野町(1)	10-203-2-014	土石流
小野町(4)	10-203-2-015	土石流
満太郎沢	10-203-2-016	土石流
小野町(7)	10-203-2-022	土石流
寺畑(1)	10-203-3-005	土石流
寺畑(2)	10-203-3-006	土石流
寺畑(3)	10-203-3-007	土石流
小野町(6)	10-203-3-008	土石流
小野第1	I-1-1424	急傾斜地の崩壊
小野第3	I-1-1473	急傾斜地の崩壊
小野第3-新①	I-1-1473-新①	急傾斜地の崩壊
小野第4	I-1-3553	急傾斜地の崩壊
小野第5	I-1-3605	急傾斜地の崩壊
小野第6	I-1-3608	急傾斜地の崩壊
小野第7	I-1-3609	急傾斜地の崩壊
小野第8	I-1-3610	急傾斜地の崩壊
小野第8-新①	I-1-3610-新①	急傾斜地の崩壊
小野第9	I-1-3647	急傾斜地の崩壊
小野第10	I-1-3651	急傾斜地の崩壊
小野第10-新①	I-1-3651-新①	急傾斜地の崩壊

小野第10-新②	I-1-3651-新②	急傾斜地の崩壊	本小野谷川(左)	10-203-1-032	土 石 流
小野第11	II-1-7480	急傾斜地の崩壊	小野町(5)	10-203-1-033	土 石 流
小野第13	II-1-7494	急傾斜地の崩壊	下沖田の沢	10-203-1-034	土 石 流
小野第14	II-1-7497	急傾斜地の崩壊	小野町(1)	10-203-2-014	土 石 流
小野第15	II-1-7500	急傾斜地の崩壊	小野町(4)	10-203-2-015	土 石 流
小野第15-新①	II-1-7500-新①	急傾斜地の崩壊	満太郎沢	10-203-2-016	土 石 流
小野第16	II-1-7501	急傾斜地の崩壊	小野町(7)	10-203-2-022	土 石 流
小野第17	II-1-7600	急傾斜地の崩壊	寺畑(1)	10-203-3-005	土 石 流
沖田第7	II-2-0414	急傾斜地の崩壊	寺畑(2)	10-203-3-006	土 石 流
沖田第7-新①	II-2-0414-新①	急傾斜地の崩壊	寺畑(3)	10-203-3-007	土 石 流
沖田第7-新②	II-2-0414-新②	急傾斜地の崩壊	小野町(6)	10-203-3-008	土 石 流
			小野第1	I-1-1424	急傾斜地の崩壊
			小野第3	I-1-1473	急傾斜地の崩壊
			小野第3-新①	I-1-1473-新①	急傾斜地の崩壊
			小野第4	I-1-3553	急傾斜地の崩壊
			小野第5	I-1-3605	急傾斜地の崩壊
			小野第6	I-1-3608	急傾斜地の崩壊
			小野第7	I-1-3609	急傾斜地の崩壊
			小野第8	I-1-3610	急傾斜地の崩壊
			小野第8-新①	I-1-3610-新①	急傾斜地の崩壊
			小野第9	I-1-3647	急傾斜地の崩壊
			小野第10	I-1-3651	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 605号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	冷尻谷川	10-203-1-026	土 石 流
	寺畑谷川	10-203-1-027	土 石 流
	高畑沢	10-203-1-028	土 石 流
	上沖田の沢	10-203-1-029	土 石 流
	奥の谷川	10-203-1-030	土 石 流
	本小野谷川(右)	10-203-1-031	土 石 流

小野第10-新①	I-1-3651-新①	急傾斜地の崩壊	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成29年10月26日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグコスモス日向市都町店 日向市都町11番 外11筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成29年8月4日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成29年10月26日から平成29年11月27日まで</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定に準じて、宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。</p> <p>平成29年10月26日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 開催の日時及び場所 (1) 日時 平成29年11月14日午後2時</p> <p>(2) 場所 宮崎県庁4号館6階宮崎県宮崎土木事務所A会議室 宮崎市橋通東1丁目9番10号</p> <p>2 都市計画の変更の案の概要 中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。</p> <p>(1) 都市計画の目標 ア 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成 イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成 ウ 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用</p> <p>(2) 区域区分の決定の有無 宮崎広域都市計画区域においては区域区分を定め、田野都市計画区域及び綾都市計画区域においてはこれを定めない。</p> <p>(3) 主要な都市計画の決定の方針 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。</p> <p>3 意見公述の申出期間</p>
小野第10-新②	I-1-3651-新②	急傾斜地の崩壊	
小野第11	II-1-7480	急傾斜地の崩壊	
小野第13	II-1-7494	急傾斜地の崩壊	
小野第14	II-1-7497	急傾斜地の崩壊	
小野第15	II-1-7500	急傾斜地の崩壊	
小野第15-新①	II-1-7500-新①	急傾斜地の崩壊	
小野第16	II-1-7501	急傾斜地の崩壊	
小野第17	II-1-7600	急傾斜地の崩壊	
沖田第7	II-2-0414	急傾斜地の崩壊	
沖田第7-新①	II-2-0414-新①	急傾斜地の崩壊	
沖田第7-新②	II-2-0414-新②	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券1枚
200ℓ券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 1605070
200ℓ券H 1605653
- 4 有効期間
平成28年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
宮崎中央農業協同組合 三名給油所
- 6 紛失年月日
平成29年3月10日

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成29年10月26日から平成29年11月9日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、国富町都市建設課及び綾町建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成29年10月26日から平成29年11月9日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定に準じて、日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年11月14日午前10時

(2) 場所

日南総合庁舎 3階第 1 会議室 日南市戸高 1 丁目12番地 1

2 都市計画の変更の案の概要

南那珂圏域（日南都市計画区域、南郷都市計画区域及び串間都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 観光リゾート地として日南海岸などの地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ウ 日南海岸等の自然・歴史・田園環境の保全と、地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による、海・山・里一体の広域交流圏の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成29年10月26日から平成29年11月9日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮

崎県串間土木事務所並びに日南市地域振興課及び串間市都市建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成29年10月26日から平成29年11月9日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定に準じて、都城広域都市計画及び高崎都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年11月15日午前10時

(2) 場所

都城総合庁舎 1 階第 6 会議室 都城市北原町24街区21号

2 都市計画の変更の案の概要

北諸県圏域（都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 南九州の要所になるとともに、圏域内の各都市が連携する県南の広域都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ウ 自然・田園環境の保全と一体となった水環境の保全及び地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成29年10月26日から平成29年11月9日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課及び三股町都市整備課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成29年10月26日から平成29年11月9日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定に準

じて、小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年11月15日午後2時30分

(2) 場所

小林総合庁舎2階2B会議室 小林市細野字瀬戸ノロ 367番地の2

2 都市計画の変更の案の概要

西諸圏域（小林都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

ア 県西の交通の要衝としての立地特性と地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 高原性の自然・温泉・歴史・農林業などの地域資源の保全と、これらを生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成29年10月26日から平成29年11月9日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市経済土木建設課、えびの市建設課及び高原町農村建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成29年10月26日から平成29年11月9日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定に準じて、西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年11月16日午前10時

(2) 場所

高鍋総合庁舎2階中会議室 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須ノ三3870番地1

2 都市計画の変更の案の概要

児湯圏域（西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

ア 日向灘沿岸から九州山地にかけて広がる豊かな地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 地域固有の多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用が一体となった広域交流圏域の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成29年10月26日から平成29年11月9日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市商工観光課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課及び都農町建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成29年10月26日から平成29年11月9日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定に準じて、日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成29年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年11月16日午後2時30分

(2) 場所

延岡総合庁舎2階203会議室 延岡市愛宕町2丁目15番地

2 都市計画の変更の案の概要

東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画区域及び高千穂都市計画区域）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都

市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 東九州の連携の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県北の広域都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ウ 自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を生かした、広域連携の形成

(2) 区域区分の決定の有無

日向延岡新産業都市計画区域においては区域区分を定め、高千穂都市計画区域においてはこれを定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成29年10月26日から平成29年11月9日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成29年10月26日から平成29年11月9日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。